



今、コロナウイルス感染症対策で注意すべきこと

～「新型コロナウイルス感染をのりこえるための説明書(年末ver.)」の紹介～

◆第3波とも言われる新型コロナウイルス感染症の流行が継続しており、大都市圏を中心に医療機関等の逼迫が伝えられています。これから本格的な冬に向かい寒さと乾燥が増し、また年末年始で人の移動も増えることから、今後益々の感染拡大が懸念されます。

諏訪中央病院の医師 玉井道裕(たまい みちひろ)先生は、3月から「新型コロナウイルスの感染をのりこえるための説明書」を作成されていますが、今般、同シリーズの「年末ver.」が公表されました。

今回の内容は、主として①不安に負けないこと、②そのためには正しい知識を持って考えること、③年末年始の帰省に際して考えるべきこと、の3点です。「正しい知識」として知っておくべきことは、ウイルスが入ってくる場所は「目と鼻と口」であり、皮膚からは入らないということです。洗いが大切なのは、人は手で目・鼻・口に触るので、手にウイルスがいない(少ない)状態を保つための方策です。また感染の多くは飛沫感染によるものですから、マスクをすることが大切で、食事や会話時など、マスクを外す場面での注意が必要です。

今住んでいるところと帰省先の状況とを考慮して帰省するかどうかを決めるべきですが、それでも年末に帰省する場合は、①帰省の2週間前から家族全員でばっちり感染対策、②帰省の10日前から家族全員に症状が無いことを確認し、誰かに症状があれば全員の帰省を延期する、③帰省先で感染を広げない対策をする、④帰省後の体調変化に注意し、体調不良の際は早めに医療機関で受診する、ことを挙げています(参考資料の図表1参照)。12月29日(火)に帰省する場合、その14日前は12月15日(火)となりますので早めの段取りが必要です。

なお玉井先生のこの説明書シリーズの全体は、諏訪中央病院の以下のホームページでご覧になれます。

◎ <http://www.suwachuo.jp/info/2020/04/post-117.php>

(事務局)

社会福祉連携推進法人の検討開始①

～「…の運営の在り方等に関する検討会」開催～

◆本年6月12日に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉連携推進法人が法定されたことを受け、その具体的実施に向けた検討事項の議論を行うための「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」の第1回会議が11月9日に開催されました。

この検討会は、埼玉県立大学の田中滋理事長を座長とし、川原経営グループの川原文貴代表、早稲田大学人間科学学術院の松原由美准教授、独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部福祉審査課の宮川泰伸課長、地域密着型総合ケアセンターきたおおじの山田尋志代表の5人で構成されています。

第1回で厚生労働省は、業務や認定申請、ガバナンス等についておよそ40項目の論点を提示しました。具体的には、業務について「社会福祉連携推進業務以外にどのような業務を行うことができるか」「業務運営にかかる費用はどのように賄うか」などが盛り込まれています。認定申請については、申請時の添付書類と規定されている社会福祉連携推進方針について「記載内容の詳細はどのように定めれば良いか」などが挙げられています。ガバナンスについては「社員として参加できる者の範囲はどのように定めれば良いか」「社員の議決権の取扱いについてどのように定めれば良いか」「会計監査人の設置義務の範囲や監査の内容等はどのように定めれば良いか」等が論点とされています。

第2回の検討会は12月10日に開催され(記事執筆時はまだ開催されていませんが)、構成員であり2010年から社会福祉法人のグループ化に取り組んできた山田尋志代表がその取り組み内容を紹介して具体的な活動のイメージを共有することとしています。(事務局)

社会福祉連携推進法人の検討開始②

～「社会福祉法人会計基準等検討会」も開催～

◆左記の法律改正では「社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない」と定められました(社会福祉法第45条の23第1項)。そのため、社会福祉連携推進法人制度の施行までに同法人の会計基準省令も整備する必要があります。このため「社会福祉法人会計基準等検討会」も設置され、第1回会議が12月8日に開催されました。

この検討会の座長は日本公認会計士協会の秋山修一郎常務理事で、日本公認会計士協会非営利法人委員会の有松義文社会福祉法人専門委員長、大光監査法人の亀岡保夫理事長、当研究会相談役理事で公認会計士・税理士林光行事務所の林光行所長、日本公認会計士協会の松前江里子研究員の5人で構成されています。

今次検討会では、社会福祉連携推進法人の性格や評議会の役割などが議論になりました(参考資料の図表2参照)。

社会福祉連携推進法人自体は一般社団法人であることから、会計基準も公益法人会計基準がその基礎となるのですが、社員の過半は社会福祉法人なので、社会福祉法人が理解できる会計基準であることが望まれます。

また会計監査法人の設置義務の範囲等は左記の検討会の検討範囲ですが、先行して制度化された地域医療連携推進法人ではその規模に拘わらず会計監査が必須とされています。しかし社会福祉連携推進法人が同様の規模や構成となるかなど、実態を踏まえた議論が必要であると考えます。

今後の検討過程としては、会計の専門的知識を有する者が作成する会計基準の素案の提出を待って、それに基づく議論が進められると思われます。(事務局)

お知らせ

◆12月6日(日)、第16回社会福祉会計簿記認定試験を終了いたしました。ご協力いただきました会員の皆様には、改めて深く御礼申し上げます。なお、合否結果は1月16日(土)より各受験者様のマイページにて確認が可能となり、合格証書は2月中旬に発送予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

◆ FAX NEWS (PowerPointにて制作) は下記URL総福研ホームページからダウンロードしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆



一般財団法人
総合福祉研究会

本部事務局

TEL : 03-5961-6061
FAX : 03-3915-2661

〒170-0004

東京都豊島区北大塚1丁目13-12 全経会館ビル2階

E-Mail info@sofukuken.gr.jp

URL <http://www.sofukuken.gr.jp/>

◆図表1 年末年始に実家に帰ってもいいですか？

Q 年末年始に実家に帰ってもいいですか？

A. 帰ってもいいとは思いますが、よく考えて下さい

自分(と一緒に行く人) と 相手(おじいさんおばあさん友達)を

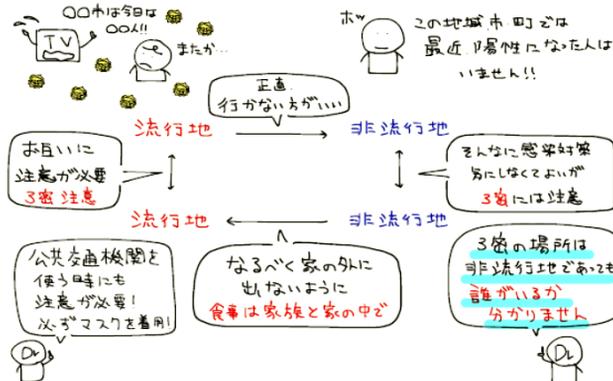


自分が万が一感染していた場合、同じ家の中にいれば、感染するリスクは非常に高いです。お年寄りが感染すると、命に危険が及び感染症だということをお忘れなく

「帰る!」と決めた人は、1人以上に気を付けていた人は、安心して帰省できると思います

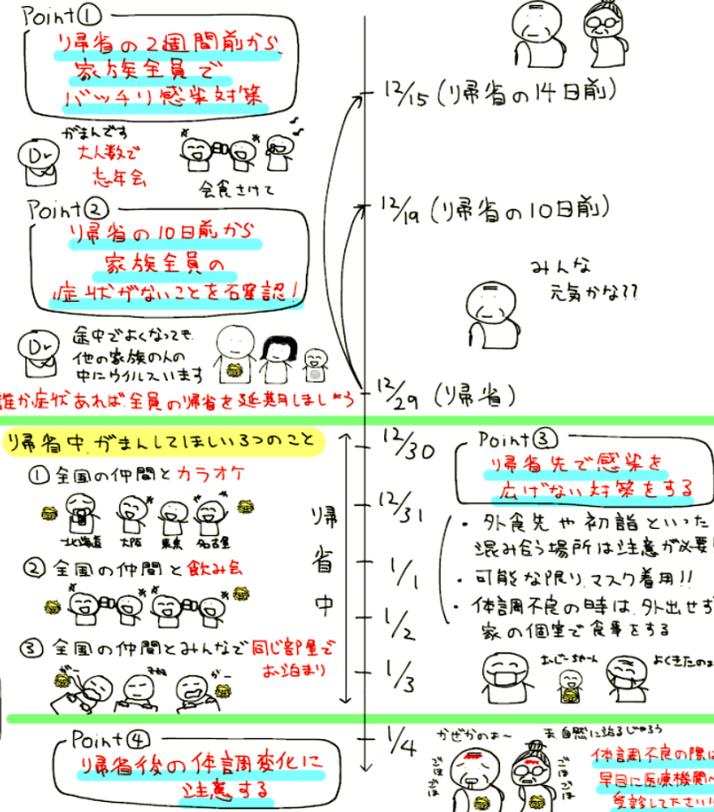
(1) 今住んでいる地域は流行地(連日、陽性者が出ている)ですか？

帰省する地域は、流行地ですか？



(2) 具体的なスケジュールと行動

<今住んでいる所(流行地)> <帰省先(非流行地)>



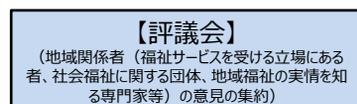
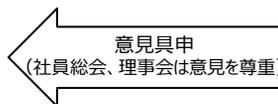
資料: 玉井道裕医師「新型コロナウイルス感染をのりこえるための説明書(年末ver.)」から引用

◆図表2 社会福祉連携推進法人制度の創設

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
 - このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。
- (※) 合併認可件数は、年間10~20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



要件を満たしたものを認定・監督

厚生労働大臣(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長) ※ 社会福祉法人と同様、事業区域等により決定。

【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

【社会福祉連携推進業務】

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を営業者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。